

## 早稲田大学社会安全政策研究所内規

### (総則)

第1条 この研究所は、早稲田大学学則第87条、早稲田大学プロジェクト研究所規程および早稲田大学総合研究機構運用内規のほか、この内規の定めるところにより運営する。

2 この研究所の英文名称は、「Waseda Institute of the Policy of Social Safety」(略称 WIPSS) とする。

3 この研究所の研究所長兼研究代表者は、石川正興(法学学術院教授)とする。

4 前項の研究所長は、研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

### (目的)

第2条 この研究所は、犯罪・非行の予防策・事後処理対策を学際的に研究し、「犯罪・非行の少ない安全な社会」づくりに資することを目的とする。

### (事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学内外の研究資金に基づく共同研究の実施
- 二 定例研究会および講演会・シンポジウムの開催
- 三 『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』(以下「紀要」という。)および書籍の刊行
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (研究所の構成員およびその恩典)

第4条 研究所に、研究所員および招聘研究員を置く。

2 研究所員および招聘研究員は、学術的な水準にある社会安全政策に関する研究成果について、定例研究会において報告する資格および紀要において発表する資格を付与されるものとする。

3 招聘研究員は、前項に規定する資格に加え、研究所に属することを示す身分証ならびに早稲田大学図書館および Waseda-net アドレスの利用資格を付与されるものとする。

### (研究員総会)

第5条 研究所における研究を円滑に推進するため、研究員総会を置く。

2 研究員総会は、定例総会として年度初回の定例研究会に際して開催するとともに、臨時総会として所長の判断により必要に応じて開催することができる。

3 研究員総会は研究所員および招聘研究員をもって構成する。

4 研究員総会は所長が議事を整理する。

### (研究員総会の審議事項)

第6条 研究員総会は次の事項について審議する。

- 一 研究所の事業および運営の基本方針に関する事項
- 二 研究所員の研究および調査に関する事項
- 三 研究所員および招聘研究員の任免に関する事項

- 四 受託研究の受入れに関する事項
- 五 学外との共同研究に関する事項
- 六 指定寄付の受入れに関する事項
- 七 研究所の予算および決算に関する事項
- 八 その他研究所に関する重要事項

#### (研究参加費)

第7条 研究所の運営経費とするため、研究所員および招聘研究員から研究参加費を徴収する。

- 2 研究参加費の徴収は、総合研究機構が代行する。
- 3 研究参加費は、年度ごとに以下の金額を徴収する。
  - 一 研究所員 2万円
  - 二 招聘研究員 1万円
- 4 前項各号のものが、年度途中で参加した場合も、前項各号の金額を徴収する。
- 5 特別の事情がある場合は、所長は第3項第2号の者の研究参加費を免除又は減額することができる。

#### (研究資金等の執行等)

第8条 研究所で徴収した研究参加費およびその他研究所共通の研究資金の支出に際しては、所長の承認を必要とする。

- 2 支出承認された研究参加費の経理処理については、総合研究機構が代行する。

#### (定例研究会)

第9条 定例研究会は、原則として、研究所員および招聘研究員が社会安全政策に関する研究成果の報告を行う場とする。

- 2 定例研究会は、研究所員および招聘研究員、ならびに所長の許可を得た者のみ出席することができる。

#### (紀要)

第10条 紀要は、原則として、研究所員および招聘研究員による社会安全政策に関する研究成果を発表するとともに、研究所主催の講演会・シンポジウムの開催記録を掲載する出版物とする。

#### (紀要における原稿の掲載)

第11条 紀要各号につき、その都度、定例研究会において報告を行った者その他社会安全政策に関して紀要への掲載に値する研究成果のあった者に対して、所長が論説等の執筆を依頼するものとする。

- 2 執筆依頼を受けた者から提出された原稿については、所長が掲載の可否を判断する。
- 3 前項の規定に従い所長により掲載可能と判断された原稿に限り、紀要に掲載されるものとする。

#### (紀要における掲載の区分)

第12条 紀要における掲載の区分は、次のものとする。

- 一 論説
- 二 評論

- 三 調査報告
- 四 社会安全に関する話題提供
- 五 社会安全に関する海外事情紹介
- 六 講演会・シンポジウム開催記録

#### (紀要掲載資格)

第 13 条 論説、評論、調査報告ならびに社会安全に関する話題提供および海外事情紹介について、紀要への掲載資格を有する者は、次のものとする。

- 一 研究所員
- 二 招聘研究員
- 三 その他所長が掲載を承認した者

2 前項の規定における掲載資格を有する者が原稿提出時に大学院各研究科に属する学生の身分にあるときには、原稿とともに指導教員の推薦文（書式自由）を所長に提出しなければならない。

#### (発明または著作に関する権利)

第 14 条 研究所における研究、調査等に基づく発明または著作に関する権利の帰属または利用については、早稲田大学の定める規程に従う。

#### (事務局)

第 15 条 この研究所の事務局は、所長の研究室に設置するものとする。

2 事務局には、研究所の運営を補助するための事務局員を置く。

3 事務局員は、研究所員の推薦に基づき、社会安全政策に関する研究に従事している早稲田大学大学院各研究科学生の中から所長が任命するものとする。

#### (その他)

第 16 条 この内規に定めのない重要な事項については、研究員総会の議を経て、これを定める。

#### 附則

この内規は、2013 年 6 月 4 日から施行する。